

出生 手続きご案内

ご誕生おめでとうございます

お子さまの誕生から14日以内に届出してください

出生届 → GF市民課②～④窓口です

《届出に必要なもの》

- ・ 医師・助産師等が作成した出生証明書付き出生届
- ・ 母子健康手帳



手続きの詳細は「各手続き窓口」でお問合せください。
ご案内は一般的な目安です。



外局：健康推進課（保健センター）
市役所前の富士見通りを下って最初の角です。

項目	下記にあてはまる方は世帯にいますか？	手続き	必要なもの (下記以外が必要な場合があります)	手続き窓口（窓口番号） (GF・1Fは課を色で表示しています)			
住民	母子健康手帳への出生証明		母子健康手帳	GF	市民課 (あお色)		
	お子さまのマイナンバーについて	※後日番号の通知が送られ ます(約1箇月かかります)		—	—		
	お子さまの住民票コードについて	※通知が郵送で送られます		—	—		
保険	お子さまが国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入 (保険証は後日郵送)	母子健康手帳	GF	保険年金課 (あか色)		
	→出産したご本人が国民健康保険の方	「出産育児一時金」の支給申請	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出産育児一時金支給申請書 ・ 世帯主の口座番号がわかるもの ・ 病院でもらった次の2点 ・ 出産費用の領収・明細書の写し ・ 代理契約に関する合意文書の写し 			② ③ ④	
	① 出産した医療機関で「直接支払制度」(※1)の手続きをし、出産費用が50万円以下(※2)であった方(50万円との差額を支給します)						②② ③ ④
	② 「直接支払制度」(※1)を利用せずに、出産費用の全額を医療機関で支払った方						
→出産したご本人が国民健康保険以外の方	※健康保険の加入先で 手続きしてください						
※1 国民健康保険から医療機関へ出産育児一時金を直接支払う制度 ※2 産科医療補償制度に加入していない医療機関では48.8万円							
こども	児童手当を申請する方 (出産の翌日から起算して15日以内に手続き をしてください。)	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は、勤務先 で申請してください	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイナンバーのわかるもの (生まれた子の父と母) ・ 請求者の通帳 ・ 健康保険証等 (生まれた子の父と母) 	1F	子育て支援課	②	
	子ども医療費助成を申請する方	子ども医療費助成の申請 ※必要なものがそろってから 窓口へお越しください	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康保険資格確認書(健康保険 の加入状況がわかる書類)(子) 				
	保育園に入園を希望する方	保育園の入園相談	※受付窓口でご相談ください				
	赤ちゃん訪問事業のご案内	生後4ヶ月までを目安に、お 子さんのご様子を伺って状況 に応じた育児情報をお伝えす るために、すべてのご家庭を 訪問しています。 母子健康手帳に添付している 「 <u>赤ちゃんが生まれました</u> 」 はがきを提出してください。	こども家庭課保健師などが訪問し ます	外局	こども家庭課 TEL0977-21-1117		
未熟児で出産された方	養育医療給付の相談・申請	※上記、子育て支援課発行の「子 ども医療費受給資格者証」をご持 参ください。	外局	こども家庭課 TEL0977-21-1117 0977-21-1239			
その他	市営住宅に入居している方	市営住宅の同居手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記のいずれか1点 ・ 子及び世帯主の住民票 ・ 戸籍謄本 ・ 母子健康手帳 	3F	住宅管理センター		